

手話言語法ニュース

2014年 6月9日 No.7

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志郎 事務局 久松三二

条例グループ：責任者 小中栄一・田門浩・川根紀夫

意見書採択請願運動グループ：責任者 長谷川芳弘・中橋道紀・渡辺正夫

教材作りグループ：責任者 西滝憲彦・大杉豊・原田洋行

💡 意見書運動のポイント 💡

日々の運動、お疲れさまです！6月議会がスタートしました。この議会に合わせて意見書提出をされた地域も多いと思います。一方で「意見書を提出したいけど、どのように進めたいのかわからない」という地域もあると思いますので、ポイントを整理してみました！

意見書を都道府県または市区町村の自治体へ提出するには、大きく2通りの方法があります。

団体名義で議会へ請願する方法

議員から提案する方法

スムーズに話が進むのは、やはり です。与党議員の提案であれば尚スムーズです。懇意にしている議員がいなくて困っている地域は、自民党の県幹事長には中央から話が通っているので、協力を仰いでみてください。

意見書手順に関して～アドバイス

9月議会までに意見書可決の100%達成を目指し、破竹の勢いで運動を展開している北海道ろうあ連盟の佐藤英治副理事長より、アドバイスをいただきました。

9月議会可決を目指すには、お盆前までが勝負です。海水浴、避暑、山登り、のんびりして秋を迎える...それどころではありません。新たな歴史の扉を開ける大勝負の暑い夏です！

スケジュール-9月議会に向けて-

6月～7月...取り組み開始、議員などとコンタクトを取る

7月～お盆前...議会へ話を通し、意見書提出

9月...議会にて可決

9月に入ってから取り組むと、採決時期は11月になってしまう。

議会への働きかけ

議会議長や議員からの支援をもらう。また、近隣で可決しているろうあ協会に協力を仰ぐ。

皆さん、言語法ニュースやパンフレットを活用しながら、共に頑張りましょう！

運動の片手にぜひ！～季刊みみ144号のご紹介～

「みんなでつくる手話言語法」パンフは、好評につき完売いたしました。そこで、6月に行われる全国ろうあ者大会に合わせ発行する「季刊みみ」144号では、手話言語法を特集し、新しい情報や法案などを盛り込んでいます。当面は「季刊みみ」を「みんなでつくる手話言語法」パンフに変わるツールとしてご活用ください。「季刊みみ」のご購入方法、その他お問い合わせは下記までお願いします。

【問合せ先】全日本ろうあ連盟 京都事務所

FAX：075-441-6147 TEL：075-441-6079

E-mail：jdn@jfd.or.jp (担当：川本・新谷)

意見書可決情報

北海道厚真町：3月13日 可決

奈良県田原本町：6月2日 可決

奈良県三宅町：6月6日 可決

6月議会で可決される地域も多いと思います。

皆様からのご報告をお待ちしております！

手話言語条例、意見書採択の最新情報はこちら

<http://www.jfd.or.jp/sgh/map>

。。。ろう協機関紙「聴障しずおか」より。。。

静岡県聴覚障害者協会が発行されている機関紙「聴障しずおか」で、3.14手話言語法推進イベントについて掲載されていました。ここで一部抜粋し、紹介します。

【感想】ヘルガ・スティーブンス上院議員は、ベルギーで手話言語法が採択された後、病院への手話通訳設置が叶ったことを通し、「ろうあ協会は、ろう者が必要としているものを政府に伝えること、他団体とのネットワークづくりが大切である」と訴えました。また、パネルディスカッションを通し、『手話は言語』の前に大きく立ちのびるのは、官僚や省庁、行政であることを再認識しました。「手話言語条例」は、鳥取県や松阪市、石狩市のように市長や福祉課職員が理解を示し成立したところもありますが、厚労省を動かすためにはやはり意見書、数の論理が一番の効力だと考えます。国より先に条例を作った自治体は、ろうあ協会の粘り強い交渉とそれなりの術、何よりもろうあ者の長年の願いが込められ、行政側にも理解があったからこそ、身を結んだのだと思います。手話言語法が成立した後、この法律をいかに活用していくか、どのように広げていくかは、各ろうあ協会が考えていくべき課題です。ろう者が活躍できる社会を実現するまでの道のりは長いですが、近づくための法律は必要です。静岡県聴覚障害者協会は今、6月の議会でも意見書の採択を目指すために、県の福祉課に「手話言語法」の説明を行い、また県議会議員にも説明に出向くなど、各方面に働きかけています。静岡県から多くの意見書を国に送りたいと思います。

(聴障しずおか 2014年4月20日、5月20日発行より)

条例の動き

【神奈川県】「神奈川県手話言語条例(仮称)」制定を 求める陳情書、署名を提出!

神奈川県聴覚障害者連盟は5月19日、県議会議長室にて、「神奈川県手話言語条例(仮称)」制定を求める陳情書と署名用紙を古沢時衛県議長に提出しました。

署名筆数は、2月1日から5月17日まで約3ヶ月間の署名活動の結果、54,655筆を集めることができました。



古沢県議長へ手話言語条例の意義を訴える神奈川県聴覚障害者連盟の河原理事長(写真左)

当日は神奈川県手話通訳問題研究会役員、神奈川県や横浜市の手話通訳者協会役員等20名で訪問、敷田博昭議員をはじめ、梅沢裕之議員や高橋栄一郎議員にも応援に来たそうです。



陳情書を手に
皆の汗と努力が積み上げられた署名用紙と共に

【兵庫県】

第一回(仮称)篠山市手話言語条例検討委員会 開催!

兵庫県篠山市は5月28日、第一回検討委員会を開催しました。兵庫県聴覚障害者協会の嘉田眞典理事、丹羽ろうあ協会の大内和彦会長も委員に加わり、計14名でメンバー構成されています。篠山市の酒井隆明市長より委嘱状交付が行われました。会長には協会の嘉田理事、副会長には兵庫教育大学の鳥越隆士教授が選出されました。



酒井市長から委嘱状交付を受ける丹羽ろう協の大内会長

手話を取り巻く環境について説明する兵聴協の嘉田理事(写真中央)



酒井市長は「大きな課題は市民の関心と理解。今後いろんな機会を通じ、手話が言語であることの理解を深め、ろう者が社会参加できる環境づくりをしていかなければならない。」と述べました。近畿圏では初の試みであり、大きな期待を背負ってのスタートです。今年12月制定、来年4月施行を目指し、今後定期的に委員会を開催していきます。



「条例制定に向け、頑張ります!」検討委員会メンバー

【佐賀県】九州初

嬉野市「市心の架け橋手話言語条例」案を提出!!

佐賀県嬉野市は、手話への理解を深め、手話でスムーズに会話ができる環境を作る「市心の架け橋手話言語条例」を制定するため、6月20日議会で条例案を提案、7月1日施行を目指しています。可決されれば九州で初の「手話言語条例」です。嬉野市は「手話は言語である」と認め、手話の普及、市民が手話を使いやすい環境を作ることを「市の責務」と位置付けました。嬉野市の谷口太一郎市長曰く、「ユニバーサルデザインのまちづくりを個別的に実践する第1弾となる。市民だれもが少しでも手話で会話ができるようにしたい」とのこと。

自民党議員による手話講習会スタート!

自民党の清水誠一衆議院議員の呼びかけで、衆議院議員会館で、毎週火曜日昼休みを利用して手話講習会を行っています。手話講習会のメンバーは以下の通りです。

北海道比例	清水誠一	千葉2区	小林鷹之
北海道比例	勝沼栄明	北信越比例	木内均
北海道3区	高木宏寿	新潟4区	金子恵美
北海道11区	中川郁子	近畿比例	門博文
北海道12区	武部新		

とても意欲的で、日本聴力障害新聞の購読をしている議員の方もいます。皆様の地域で上記の方々と会う機会があれば、ぜひ手話で話しかけてみて下さい。



手話講習会の様子 5/13 衆議院議員会館にて